議案第６２号

損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を定める。

令和２年３月２７日提出

飛騨市長　　都　竹　　淳　也

１　損害賠償の理由　　令和２年２月２５日午後２時４０分頃、飛騨市古川町本町地内の古川まつり会館交差点において、職員が市道中気多線から一般県道古川国府線へ公用車を右折させる際、赤信号のため高山方面へ向かって停車中の相手車に衝突し損傷させた。

２　損害賠償の額　　３８０，９３０円

上記金額の内訳	車両修理費	３８０，９３０円
相手方の過失割合	０％	０円
飛騨市の過失割合	１００％	３８０，９３０円

３　損害賠償をする相手方の住所及び氏名

[redacted]　[redacted]